

飲食店以外にも支援を拡大

協力金の再申請 7月から

立憲民主党・
民権クラブ・
県議会議員 きしべ 都

6月15日、県議会に上
げて、早期に議決ができ

程された補正予算案は2つに分類されて出されましたが、
るよう他の予算議案と一緒に提案されました。

した。経営に甚大な影響 事業者支援等に係るも

を受け、厳しい状況にのを「6月補正その1」陥つて いる事業者に 対して、その他の事業を

し、一刻も早く支援が届く「6月補正その2」として、國のアシタニヤーへ

くよう、国の月次支援金で提案されました。これに係る予算案が7月13日から本会議、委員会等で

の会期末の採決日を待た 習議していきます。

意見、
ています
事務所
会ビル1階
3385
ko.com/

からのご
待ちして
業務活動
5-3 千々軒
341-2
be-miyabi

みなさまからのご意見、
ご要望をお待ちしています

きしへ都政務活動事務所

南区通町2-25-3 千々輪ビル1階
TEL 045 341 3395

△043-341-5565
<http://kishibe-miyako.com/>

業者も含め、中小企業者等を幅広く支援するため、に信用保証料の補助を拡充。宿泊事業者や公共交通事業者への感染症対策等事業費補助等、事業者

する」となりました。
第3弾から第8弾まで
の協力金について対象と
なる事業者の方は、この
機会をご利用いただきた
いと思います。

補助を拡充

その1では「酒類提供付の遅れや再度の申請受付の停止」要請により、売付について、委員会でも上に大きな影響を受けて取り上げて要望してきた。この酒類販売事業者等へところ、ようやく、申請の国の月次支援金に対し、県の加算や支援対象を拡大。国の月次支援金の方などを対象に7月から再度の申請受付を実施業者も含め、中小企業者することになりました。

支援に特化しています。